

# 第73回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月16日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都港区港南二丁目15番4号  
品川インターシティホール  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

### ■ 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### ■ 株主提案（第4号議案から第9号議案まで）

- 第4号議案 社外取締役選任に係る定款変更の件
- 第5号議案 取締役会の実効性評価に係る定款変更の件
- 第6号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件
- 第7号議案 剰余金の処分の件
- 第8号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件
- 第9号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。

## 郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2020年6月15日（月曜日）  
午後5時30分まで



議決権行使が簡単に!

「スマート行使」対応

(詳細はP.7ご参照)

本年より株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 企業理念

私たちは地球人の一員として、公正・誠実に誇りを持って行動し、顧客満足度の高いサービスを提供し続け、より良い社会の実現に貢献します。

## コーポレート スローガン

“あなたの夢に挑戦します。”

当社グループは、  
「高機能・高専門性を基盤として、グローバルに進化・変化し続ける企業集団」を実現し、  
更なる企業価値の増大を図ってまいります。

## 株主の皆様へ

---

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第73回定時株主総会の招集ご通知をお送り申し上げます。

株主総会の議案及び2019年度の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、国内外の事業環境に大きく影響を及ぼしており、その収束の時期も不透明な状況です。激変する社会・経済環境へ即応すべく、リスク管理を一層徹底し、一方で、持続的成長のための基本戦略である「連結経営基盤強化」、「次世代型ビジネスモデル創出」、「コーポレート・ガバナンス」、「コンプライアンス」、「人的基盤強化」を着実に推進します。

株主の皆様のご更なるご支援とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長

先濱一夫



証券コード 8014  
2020年6月1日

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町一丁目7番3号

**蝶理株式会社**

代表取締役社長 先 濱 一 夫

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。5頁から7頁の案内に従って、2020年6月15日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

### 日 時

2020年6月16日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）

### 場 所

東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 目 的 事 項

#### 報告事項

- (1) **第73期**（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) **第73期**（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### <株主提案（第4号議案から第9号議案まで）>

第4号議案 社外取締役選任に係る定款変更の件

第5号議案 取締役会の実効性評価に係る定款変更の件

第6号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件

第7号議案 剰余金の処分の件

第8号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

第9号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

## 招集にあたっての決定事項

後記5頁～7頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知には、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査の対象とした事業報告、連結計算書類及び計算書類のうち、以下の事項を除き掲載しています。なお、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
  - 事業報告・・・「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
  - 連結計算書類・・・「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - 計算書類・・・「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当社ウェブサイト

<https://www.chori.co.jp/ir/assembly.html>



本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第9号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**17頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

### 会社提案・当社取締役会の意見に 賛成いただける場合

会社提案					
第1号議案	〔下の候補者を除く〕	第2号議案	〔下の候補者を除く〕	第3号議案	
賛		賛		賛	
否		否		否	

株主提案					
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否

### 会社提案・当社取締役会の意見に 反対される場合

会社提案					
第1号議案	〔下の候補者を除く〕	第2号議案	〔下の候補者を除く〕	第3号議案	
賛		賛		賛	
否		否		否	

株主提案					
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否

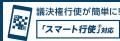
!

右記のような場合は**無効**となります  
賛成、反対の両方に○を付けた場合

会社		
第1号議案	〔下の候補者を除く〕	第2号議案
賛		賛
否		否

- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、①委任した株主様の署名または記名捺印のある委任状及び②委任した株主様の議決権行使書用紙またはその他の株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内



### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



すべての会社提案案について「賛成」する  
各議案について個別に指示する

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### お問い合わせ先について

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(平日 午前9時～午後9時)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-288-324**

(平日 午前9時～午後5時)

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされ異論がない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名(年齢)	在任年数	現在の当社における地位
1	再任	さきはま かずお 先濱 一夫 (満64歳)	7年	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任	やぶ しげまさ 藪 茂正 (満59歳)	5年	取締役 常務執行役員
3	再任	よしだ ひろし 吉田 裕志 (満52歳)	3年	取締役 執行役員
4	新任	てらたに よしひろ 寺谷 義宏 (満56歳)	0年	執行役員
5	再任	とうげ かずひろ 埜 和博 (満59歳)	2年	取締役 執行役員
6	再任	なかやま さとこ 中山 佐登子 (満61歳)	2年	取締役 執行役員
7	新任	おおや みつお 大矢 光雄 (満64歳)	0年	

1



さき はま かず お  
**先瀆 一夫**

1956年5月2日生 満64歳

**再任**

■ 取締役在任年数

7年

■ 所有する当社株式数

19,383株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1980年4月 当社 入社  
 1996年10月 当社 化成品第1部第4課統轄  
 2001年10月 当社 電子機器材BUゼネラルマネージャー  
 2004年8月 当社 機能機器材部長  
 2007年9月 当社 機能機器・材料部長  
 2009年4月 蝶理（中国）商業有限公司副総経理  
 2010年6月 当社 執行役員 化学品・機械・電子機器材副本部長（中国事業） 兼、蝶理（中国）商業有限公司副総経理 兼、蝶理（天津）有限公司総経理  
 2012年4月 当社 執行役員 化学品・機械・電子機器材副本部長（有機化学品、化工原料）  
 2013年6月 当社 取締役 執行役員 化学品・機械・電子機器材副本部長（有機化学品・化工原料・ファインケミカル・ライフサイエンス）  
 2014年6月 当社 取締役 執行役員 化学品・機械・電子機器材本部長  
 2015年1月 当社 代表取締役社長 社長執行役員（現在）

**取締役候補者とした理由**

1980年の入社以来、主に化学品・機械事業に従事し、蝶理（中国）商業有限公司副総経理、取締役 執行役員 化学品・機械・電子機器材本部長等を経て、2015年から代表取締役社長 社長執行役員（現職）を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引続き取締役候補者となりました。

2



やぶ しげ まさ  
**藪 茂正**

1961年4月7日生 満59歳

**再任**

■ 取締役在任年数

5年

■ 所有する当社株式数

13,126株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1985年4月 当社 入社  
 1999年1月 当社 総合企画室  
 2004年5月 当社 経営政策部課長  
 2006年7月 当社 総務部広報課長  
 2010年6月 当社 主計部長  
 2012年6月 当社 経営政策部長  
 2013年6月 当社 執行役員 経営政策本部 経営政策部担当  
 2015年6月 当社 取締役 執行役員 経営政策本部 経営政策部担当 兼、管理本部 主計部担当 兼、薬事総合管理室担当  
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 経営政策部担当  
 2018年6月 当社 取締役 執行役員 経営政策本部長 兼、中国総代表  
 2019年6月 当社 取締役 常務執行役員 経営政策本部長 兼、中国総代表（現在）

**取締役候補者とした理由**

1985年の入社以来、主に経営管理、審査・法務、広報・IR業務に従事し、執行役員 経営政策部担当等を経て、2015年に取締役に就任し、2019年から取締役 常務執行役員 経営政策本部長 兼、中国総代表（現職）を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、また、中期経営計画の策定に携わり、引続き取締役候補者となりました。

3



よしだ ひろし  
**吉田 裕志**

1968年2月23日生 満52歳

**再任**

■ 取締役在任年数  
3年

■ 所有する当社株式数  
5,791株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年4月 当社 入社  
 2002年11月 当社 北陸原料BU第1グループリーダー  
 2007年6月 当社 繊維原料部長  
 2012年6月 当社 理事 繊維素材本部長補佐 兼、合織・カーシート部長 兼、合織・テキスタイル部長  
 2013年6月 当社 執行役員 繊維素材副本部長（合織・カーシート、合織・テキスタイル） 兼、合織・テキスタイル部長  
 2014年6月 当社 執行役員 繊維素材副本部長（合織・カーシート、合織・テキスタイル） 兼、合織・カーシート部長  
 2015年6月 当社 執行役員 繊維素材副本部長（合織・カーシート、合織・テキスタイル） 兼、合織・カーシート部長 兼、北陸支店長  
 2017年4月 当社 執行役員 繊維第一本部長 兼、北陸支店長  
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 繊維第一本部長 兼、繊維物流部担当  
 2019年6月 当社 取締役 執行役員 繊維事業統括 繊維第一本部長 兼、北陸支店長 兼、繊維物流部担当  
 2020年4月 当社 取締役 執行役員 繊維本部長 兼、繊維第一事業部長 兼、北陸支店長 兼、繊維物流部担当（現在）

#### 取締役候補者とした理由

1990年の入社以来、主に繊維素材事業に従事し、執行役員 繊維素材副本部長等を経て、2017年から取締役 執行役員 繊維第一本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引続き取締役候補者となりました。

4



てらたに よしひろ  
**寺谷 義宏**

1964年2月7日生 満56歳

**新任**

■ 取締役在任年数  
0年

■ 所有する当社株式数  
6,361株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社 入社  
 2002年10月 蝶理（上海）有限公司  
 2005年10月 蝶理（中国）商業有限公司副総経理  
 2006年4月 当社 ライフサイエンス部第3課長  
 2010年4月 当社 ファインケミカル部長  
 2015年4月 当社 理事 化学品・機械・電子機器材副本部長  
 2016年6月 当社 執行役員 化学品・機械・電子機器材副本部長  
 2017年6月 当社 執行役員 ミヤコ化学株式会社 代表取締役社長（現在）

#### 取締役候補者とした理由

1987年の入社以来、主に化学品事業に従事し、蝶理（中国）商業有限公司副総経理、2016年から執行役員 化学品・機械・電子機器材副本部長等を経て、当社連結子会社であるミヤコ化学株式会社代表取締役社長（現職）を務めるなど、当社及び当社グループにおける豊富な業務経験を通じ、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者となりました。

5



とうげ かず ひろ

**埜 和博**

1960年9月5日生 満59歳

**再任**

■ 取締役在任年数

2年

■ 所有する当社株式数

3,434株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年4月 東レ株式会社 入社  
 2005年6月 タイ・トーレ・シンセティクス社取締役  
 2010年6月 東レ株式会社 マーケティング企画室主幹 兼、自動車材料戦略推進室主幹  
 2012年5月 同社 短繊維事業部長  
 2014年6月 トーレ・インダストリーズ・インドネシア社取締役 兼、インドネシア・トーレ・シンセティクス社副社長 兼、O S T・ファイバー・インダストリーズ社取締役  
 2016年5月 東レ株式会社 産業資材・衣料素材事業部門長  
 2018年4月 同社 繊維事業本部担当  
 2018年6月 当社 取締役 執行役員 繊維事業グローバル化推進担当  
 2019年6月 当社 取締役 執行役員 社長特命（繊維事業関連）（現在）

**取締役候補者とした理由**

1984年の東レ株式会社入社以来、主に繊維の営業業務に従事し、インドネシア・トーレ・シンセティクス社副社長、東レ株式会社産業資材・衣料素材事業部門長、2018年から当社 取締役 執行役員 繊維事業グローバル化推進担当、社長特命（繊維事業関連）（現職）を務めるなど、豊富な海外業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引続き取締役候補者となりました。

6



なか やま さ と こ

**中山 佐登子**

1959年1月14日生 満61歳

**再任**

■ 取締役在任年数

2年

■ 所有する当社株式数

7,612株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1981年4月 当社 入社  
 1988年5月 当社 システム部  
 2000年2月 株式会社蝶理コム出向  
 2007年1月 当社 主計部J S Pシステム課長 兼、蝶理コム  
 2010年7月 当社 システム部長  
 2013年6月 当社 理事 システム部長  
 2014年6月 当社 執行役員 経営政策本部 人事総務部、システム部担当 兼、業務効率化・経費削減プロジェクト 担当 兼、システム部長  
 2015年7月 当社 執行役員 人事総務部担当 兼、システム部担当 兼、業務効率化・経費合理化プロジェクト 担当  
 2018年6月 当社 取締役 執行役員 経営政策本部副本部長（人事総務部、情報システム部） 兼、薬事総合管理室担当 兼、C H O I 活担当（現在）

**取締役候補者とした理由**

1981年の入社以来、主にシステム業務に従事し、執行役員 人事総務部担当 兼、システム部担当、兼、業務効率化・経費合理化プロジェクト担当を経て、2018年から取締役 執行役員 経営政策本部副本部長（人事総務部、情報システム部） 兼、薬事総合管理室担当 兼、C H O I 活担当（現職）を務める等、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引続き取締役候補者となりました。

7



おおや みつお  
**大矢 光雄**

1956年6月11日生 満64歳

**新任**

■ 取締役在任年数

0年

■ 所有する当社株式数

0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 東レ株式会社 入社  
 2002年6月 東レ株式会社 長繊維事業部長  
 2008年6月 インドネシア・トーレ・シンセティクス社副社長  
 兼、O S T・ファイバー・インダストリーズ社取締役  
 2009年6月 東レ株式会社 産業資材・衣料素材事業部門長兼繊維リサイクル室長  
 2011年6月 同社 産業資材・衣料素材事業部門長  
 2012年6月 同社 取締役  
 2014年6月 東レインターナショナル株式会社 代表取締役社長  
 2016年6月 東レ株式会社 専務取締役（現在）

#### 取締役候補者とした理由

1980年の東レ株式会社入社以来、主に繊維の営業業務に従事し、繊維事業に関する豊富な経験・深い専門能力を有するとともに、2014年6月から東レインターナショナル株式会社代表取締役社長を経て、2016年からは東レ株式会社専務取締役 繊維事業本部長 大阪事業場長(現職)を務めるなど、経営全般に関する実績と知見を有しており、取締役候補者となりました。

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会での審議を経て、取締役会で決定しており、また、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1



ふる や じゅん  
**降矢 純**

1959年4月22日生 満61歳

**再任**

### ■ 取締役在任年数

3年

(内、監査等委員である取締役在任年数 2年)

### ■ 所有する当社株式数

4,630株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 当社 入社  
2003年7月 当社 関連事業部長  
2004年5月 当社 経営政策部長  
2005年5月 当社 主計部長  
2008年1月 当社 総務部長  
2010年6月 当社 執行役員 総務部担当 兼、物流管理部担当  
2012年6月 当社 執行役員 管理本部 主計部、システム部、物流管理部担当 兼、主計部長  
2013年6月 当社 執行役員 管理本部 主計部、システム部、物流管理部担当  
2014年6月 当社 取締役 執行役員 管理本部 主計部、物流管理部担当 兼、薬事総合管理室担当  
2015年6月 当社 専任理事 ミヤコ化学株式会社 専務取締役  
2017年6月 当社 取締役 執行役員 主計部担当 兼、薬事総合管理室担当  
2018年6月 当社 監査等委員である取締役（現在）

### 取締役候補者とした理由

1991年の入社以来、主に経営管理、審査・法務、人事・総務業務に従事し、取締役 執行役員 主計部、物流管理部担当等を経て、当社連結子会社であるミヤコ化学株式会社の専務取締役を務め、当社取締役 執行役員 主計部担当兼、薬事総合管理室担当、2018年から監査等委員である取締役(現任)を務めるなど、当社及び当社グループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引続き取締役候補者としてしました。

2



さわ の まさ あき  
**澤野 正明**

1954年3月2日生 満66歳

**再任** **社外** **独立**

■ **社外取締役在任年数 2年**

(内、監査等委員である取締役  
在任年数 2年)

■ **所有する当社株式数**

0株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1985年4月 弁護士登録  
 2006年4月 日本弁護士連合会常務理事  
 2006年4月 第一東京弁護士会副会長  
 2012年5月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長  
 2012年9月 株式会社ホームメイドクッキング社外監査役  
 2014年4月 独立行政法人都市再生機構 経営基本問題懇談会委員（現在）  
 同機構 家賃部会座長（現在）  
 2015年6月 当社 補欠の監査役  
 2016年6月 当社 補欠の監査等委員である取締役  
 2017年4月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長  
 2018年4月 最高裁判所 簡易裁判所判事選考委員会委員（現在）  
 2018年4月 独立行政法人都市再生機構 事業評価監視委員会委員（現在）  
 2018年6月 当社 監査等委員である取締役（現在）  
 2019年6月 日本税理士連合会 外部監事（現在）  
 2019年6月 財務省 関東財務局 国有財産関東地方審議会委員（現在）  
 2019年12月 東京都選挙管理委員会 委員長（現在）

**社外取締役候補者とした理由**

弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しておられることから、過去に社外監査役となること以外の方法で経営に関与されたことはありませんが、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者としてしました。

3



もりかわ のりこ  
**森川 典子**

1958年10月18日生 満61歳

**再任** **社外** **独立**

■ **社外取締役在任年数 2年**

(内、監査等委員である取締役  
 在任年数 2年)

■ **所有する当社株式数**

0株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1981年4月 当社 入社  
 1984年7月 当社 退社  
 1987年5月 モントクレア州立大学（アメリカ） 卒業  
 1988年8月 アメリカ大和証券株式会社 入社（アメリカ）  
 1989年12月 カレッジ・オブ・インシュランス（アメリカ） M B A、財務会計 修了  
 1991年9月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所  
 1995年3月 モトローラ株式会社 入社  
 2005年6月 同社 取締役 経理財務担当 国内経理財務本部長  
 2009年6月 ポッシュ株式会社 入社  
 2010年8月 同社 取締役副社長  
 2018年6月 当社 監査等委員である取締役（現在）  
 2020年3月 昭和電工株式会社 社外取締役（現在）

**社外取締役候補者とした理由**

財務会計に精通し、企業経営者として豊富な実績と海外職務経験等に基づく幅広い見識を有しておられることから、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 澤野正明及び森川典子の両氏は社外取締役候補者であります。また、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
3. 澤野正明及び森川典子の両氏と当社との間で定款に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間でそれぞれ当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会での審議を経て取締役会で決定しており、また、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



あら や けん いち  
**新谷 謙一**  
1957年7月23日生 満62歳

**社外** **独立**

■ 所有する当社株式数  
0株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 弁護士登録  
2000年6月 クリナップ株式会社 社外監査役（現在）  
2007年4月 第一東京弁護士会監事  
2008年4月 東京家庭裁判所調停委員（現在）  
2009年4月 第一東京弁護士会副会長  
2011年6月 日清オイリオグループ株式会社 社外監査役  
2018年6月 当社 補欠の監査等委員である取締役（現在）

### 補欠の社外取締役候補者とした理由

過去に社外監査役となること以外で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、当社の監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引続き補欠の社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。  
3. 同氏と当社との間で定款に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額となります。

## <株主提案（第4号議案から第9号議案まで）>

第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案及び第9号議案は、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものです。

### 第4号議案 社外取締役選任に係る定款変更の件

#### 1. 株主提案の内容

現行の定款の第20条に以下の③を新設するとともに、定款の最後尾に施行期日に係る附則を設ける。

##### 第20条（取締役の員数）

③当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）の過半数は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役に該当し、かつ、現在又は過去において次のいずれにも該当しない者とする。

（ア）当会社又は当会社の親会社、子会社若しくは兄弟会社（当会社の親会社と同一の会社を親会社とする会社をいう）の役職員並びに当該役職員の配偶者及び3親等以内の親族

（イ）関連会社（当会社と議決権比率10%以上の支配又は被支配の関係にある法人をいい、（ア）に該当する会社を除く。）、当会社の主要な取引先、当会社が保有する政策保有株式の発行会社若しくは当会社から金銭その他の財産を得ているコンサルタント会社、会計事務所又は法律事務所の役職員

（ウ）当会社から金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

（エ）当会社と議決権比率10%以上の支配関係にある個人並びにその配偶者及び3親等以内の親族

##### 附則 第2条（取締役の員数に関する経過措置）

第20条③は、当会社の第73回定時株主総会日の翌日から施行する。なお、本附則は当該規定の施行後、これを削除する。

#### 2. 株主提案の理由

当社は、東レ株式会社（以下「東レ」という。）に過半の議決権を保有されており、いわゆる親子上場の状態となっている。当社の少数株主は潜在的に東レの株主と利益相反となるリスクに晒されており、株主提案にて示されている取締役は、真に独立した社外取締役であり、少数株主の利益を代弁する役割が強く期待される。2020年4月1日現在の当社の取締役の人数は7名、社外取締役の人数は3名であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員は、社外取締役3名のうち2名と公表しているが、当該独立役員2名のうち1名は当社の元社員であり、形式的には東京証券取引所の定めを満たすとしても、実質的に独立性があるとは考えられない。さらに、当該独立役員の2名とも、当社の取締役会の決定に従って提案株主との面談要請を断り続けており、少数株主の利益のために活動する意欲は全く見受けられない。

上場子会社のガバナンス改善策については、本年1月以降、東京証券取引所における研究会において、上場子会社における独立社外取締役の在り方等が議論されているところである。

この方向性に対応し、また、当社の少数株主の利益保護を図るため、当社取締役会の過半数の取締役が真に独立した社外取締役となることを提案する。

(会社注)以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由をそのまま記載したものです。

## 【第4号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第4号議案に反対**いたします。

### ■ 反対の理由

当社取締役会は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、多様な視点・経験・スキルを持ったメンバーにより構成されております。取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数の上限を10名、監査等委員である取締役の員数の上限を5名と定款に定めており、2020年5月19日時点での取締役(監査等委員である取締役を除く)は7名、監査等委員である取締役は3名を選任しております。2名の社外取締役は東京証券取引所の定めによる独立役員要件を満たしております。

また、当社は、2020年3月25日に、取締役会の任意の諮問機関として「ガバナンス委員会」(以下、「本委員会」といいます。)を設置しました。本委員会は、社長および東京証券取引所が定める独立役員要件を満たす社外取締役2名の計3名で構成し、過半数は社外取締役で占められ、委員長には社外取締役が就任しております。取締役の指名、報酬等にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化します。また、少数株主利益保護の観点から必要となる事項等についても審議します。本委員会での審議を通じて、当社にとって最適なコーポレートガバナンス体制の仕組みを検討してまいります。

従いまして、本議案における定款の一部変更には反対いたします。

## 第5号議案 取締役会の実効性評価に係る定款変更の件

### 1. 株主提案の内容

現行の定款の第4章に以下の条文を新設する。条数については、現行定款の第33条から第39条までを1条ずつ繰り下げる。

#### 第33条（取締役会の実効性評価）

当社は、毎年1回、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その結果を当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンス報告書に開示するものとする。なお、少なくとも3年に1回は、外部の第三者機関が関与する取締役会の実効性に関する分析・評価を実施するものとする。

### 2. 株主提案の理由

株式会社東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コード(以下「CGコード」という。)の「原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件」は、「取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである」と定め、さらにその補充原則として「4-11③取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである」と定めている。

当社が昨年6月18日に東京証券取引所に提出したCG報告書によれば、「2018年度に係る（略）実効性評価の手続きは、取締役全員を対象として、取締役会の議題、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会を支える体制に関するアンケートを実施し、個々の意見を収集しました。2019年5月の取締役会において、アンケート結果を基に、取締役会全体の実効性についての評価・分析を行いました。この結果、取締役会は社外取締役も含め適切に構成され、自由な発言を通じて建設的な議論・意見交換などが実施され、全般的に適切に運営されており、実効性が確保されていることが確認されました。一方で、代表取締役の後継者育成計画の議論・監督、役員報酬の議論、経営陣幹部の選任・解任の議論、取締役へのトレーニングの機会提供について、議論を深めるべき等が主に挙がりました。これらの点につきましては、今後も継続的にその改善・充実を図っていく考えです。」と記載されている。これは、2018年11月27日付のCG報告書における1年前の記載と実質的に全く同じ内容である。

取締役会の実効性評価を、その構成メンバーである取締役が行えば、評価のさじ加減が甘くなるおそれもあり、自己評価のみでは、客観的で信頼性の高い適切な分析・評価ができるとは考えがたい。また、取締役及び監査役に対するアンケートも、毎年実施されることでマンネリ化してしまうとの懸念も指摘されている。上記のようなCG報告書の記載を見れば、当社は既にそのような事態に陥っている可能性もある。

このような観点から、少なくとも3年に1回は第三者機関が関与する取締役会の実効性評価を義務付ける

ものである。

(会社注)以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由をそのまま記載したものです。

## 【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第5号議案に反対**いたします。

### ■ 反対の理由

当社は、取締役会を戦略決定機関および業務監督機関と位置付け、「取締役会規程」を定め、取締役会の責務、運営および決議事項、並びに取締役の責務を明確にし、取締役会を運営しております。2019年6月18日に東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、取締役会の実効性評価に関する評価・分析結果として、代表取締役の後継者育成計画の議論・監督、役員報酬の議論、経営陣幹部の選任・解任の議論、取締役へのトレーニング機会の提供について、継続的にその改善・充実を図っていく考えを示しました。

当社は、2020年3月25日に、取締役会の任意の諮問機関として「ガバナンス委員会」(以下、「本委員会」といいます。)を設置しました。本委員会は、社長および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外取締役2名の計3名で構成し、過半数は社外取締役で占められ、委員長には社外取締役が就任しております。今後、本委員会において、毎年実施している各取締役への取締役会の実効性評価に関するアンケート結果の審議を通じて、適切な改善措置を講じ、取締役会の実効性の向上に繋がります。

従いまして、本議案における定款の一部変更には反対いたします。

## 第6号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件

### 1. 株主提案の内容

現行定款の第40条を削除する。条数については、前記2. の提案が可決されなかった場合には、現行定款の第41条を第40条に、現行定款の第42条を第41条にそれぞれ繰り上げる。なお、本議案（剰余金の処分に係る定款変更の件）は、次の議案（剰余金の処分の件）に先立ち決議されるものとし、株主総会において承認可決された時点でその効力を生じるものとする。

### 2. 株主提案の理由

現在、当社の剰余金の配当等は、取締役会の決議によって決定されることとなっている。これは、取締役会が剰余金の配当等について株主の利益に即した適切な決定を行うことを前提とした制度であるが、当社は十分に高い自己資本比率を維持できる自己資本を有し、かつ、現金および現金同等物ならびに投資有価証券等を豊富に保有しているにもかかわらず、その配当は数年にわたり当期純利益の20%前後にとどまり、後記のとおり今期も26%と低い水準にとどまることを公表していることから、株主の利益に即した適切な決定を行ってきたとはいえない。

当社の株主の利益のためには、剰余金配当等の決定権を株主総会に戻すべきである。

(会社注)以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由をそのまま記載したものです。なお、「前記2.」とは、第5号議案を指しております。

## 【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第6号議案に反対**いたします。

### ■ 反対の理由

当社の剰余金等配当の決定機関につきましては、機動的な資本政策を行うために、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によることとしております。現状においても、資本政策の機動性を確保することが必要であると考えております。

また、当社の取締役会は、株主の皆様への機動的な利益還元と経営・財務の安定性確保の観点から、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じた業績連動型配当の実施を基本方針とし、適切と考えられる配当額を決定しております。

2021年3月期からの配当方針については、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした配当性向25%(年間)以上から同配当性向30%(年間)以上に変更し、株主への配当の更なる充実を図っております。

従いまして、本議案における定款の一部変更には反対いたします。

## 第7号議案 剰余金の処分の件

### 1. 株主提案の内容

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

上記3. の議案（剰余金の処分に係る定款変更の件）が承認可決されることを条件に、第73期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり、2020年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額から中間配当金31円を控除した金額（ただし、小数点第一位以下を切り捨てた金額）を配当する。なお、この場合の配当総額は、上記の1株当たりの配当金額に当社の第73回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第73回定時株主総会の開催日の翌日

### 2. 株主提案の理由

当社の2020年3月期第3四半期決算短信によれば、2019年12月31日現在の四半期連結貸借対照表上、関係会社短期借入金を除いた有利子負債は約21億円に過ぎない。一方、保有する現預金は約106億円である。さらに、当社は、2019年3月31日現在で、政策保有株式を含む投資有価証券約110億円を保有していたので、当社は既に十分な現金及び現金類似資産を保有していることになる。

上記の決算短信によれば、2019年12月31日現在で、当社の自己資本（連結）は565億63百万円（1株当たり約2303円）で自己資本比率は47.8%、そして、予想当期純利益（連結）は58億円（1株当たり236円）である。一方、当社が公表している1株当たり年間配当62円を前提とすると、配当性向は約26%となる。自己資本の大きさおよび予想当期純利益に鑑み、この予定配当金の額では、株主からみてその水準は十分なものではない。

このように配当を抑えてきた結果、かつては20%を超えていた自己資本利益率（ROE）は、2020年3月期には約10.5%となる見込みである。

当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、また、これ以上自己資本を増加させてもROEは減少するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価を向上させることにつながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の自己資本及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままであ

る。

(会社注)以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由をそのまま記載したものです。なお、「上記3.」とは、第6号議案を指しております。

### 【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第7号議案に反対**いたします。

#### ■ 反対の理由

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、機動的な利益還元と経営・財務の安定性確保の観点から、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じた業績連動型配当の実施を行い、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この基本方針の下、2018年3月期より配当額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした配当性向25%(年間)以上としており、増配を継続しております。

また、持続的な成長のためには、財務基盤の安定の継続と事業収益力の拡大に向けた事業投資等に充当する内部留保資金の確保が必要であります。事業投資型ビジネスモデルへの強化を重要な施策としており、今後もリスクを十分に見極めながら、積極的に成長戦略への投資を実行します。

当社は、経営環境等を総合的に勘案し、2020年5月19日の取締役会において、2021年3月期からの配当方針は親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした配当性向30%(年間)以上に変更し、株主への配当の更なる充実を図ることを決議しました。

当社といたしましては、今後も株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元と成長戦略への投資のための内部留保の確保が中長期的にも企業価値を向上させ、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

従いまして、2020年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額から中間配当金31円を控除した金額を配当することを求める本議案につきましては反対いたします。

## 第8号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

### 1. 株主提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

章番号と条数については、前記2. 及び3. の提案がいずれも可決された場合のものを記載していることから、いずれかが否決された場合は適宜修正する。

#### 第8章 資本コスト

(資本コストの開示)

第43条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

### 2. 株主提案の理由

当社の株価は、解散価値を下回る状態が継続している。これは、当社のROE（自己資本利益率）が投資家の求める水準（株主資本コスト）に達していないということである。

CGコードの「原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」として、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている。当社経営陣においても、当社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。加重平均資本コストが開示されることにより、当社経営陣と株主を含む投資家との間で、共通の尺度に基づく対話も可能となる。このように資本コストを開示することによって、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができると考える。

(会社注)以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由をそのまま記載したものです。なお、「前記2. 及び3.」とは、第5号議案及び第6号議案を指しております。

## 【第8号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第8号議案に反対**いたします。

### ■ 反対の理由

当社は、中期経営計画における収益性及び資本効率等について、経常利益、経常利益ROA及び当期純利益ROEを重要業績指標として、計数計画を策定しております。

今後も、これら重要業績指標について目標値を定め、定期的に資本コストを確認しながら、更なる企業価値の増大を図ってまいります。

従いまして、本議案における定款の一部変更には反対いたします。

## 第9号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

### 1. 株主提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

章番号と条数については、前記2. 3. 及び5. の提案がいずれも可決された場合のものを記載していることから、いずれかが否決された場合は適宜修正する。

#### 第9章 政策保有株式

(政策保有株式の売却)

第44条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、純投資目的以外の目的で保有している上場株式は、第74期から第76期までの3期中に、速やかに売却するものとする。

### 2. 株主提案の理由

CGコードの「原則1-4. 政策保有株式」においては、「政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである」と定められている。当社のCG報告書には「政策保有株式の保有意義等については、毎年個別銘柄毎に検証しており、その結果、保有意義等がないものに関しては売却等を検討し縮減を図っております。」と記載されている。しかし、提案株主が当社の取締役会議事録を閲覧しても、政策保有株式の保有意義等についてどのような議論がなされたのかは明らかにならなかった。そこで、政策保有株式の売却をさらに推進するべく、定款で3年以内に政策保有株式を売却する方針を定めるものである。

2019年3月31日現在で、当社単体が純投資目的以外の目的で保有している上場株式(政策保有株式)は、11銘柄、計約32億円に上る。さらに、当社連結では約70億円の市場株式を保有している。当社が現在保有する政策保有株式を早期に全て売却し、その売却代金を当社の株主価値向上のために使っていただきたい。

上記提案の詳細な説明は、<https://toray-can-increase-the-value-of-chori.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。

(会社注)以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由をそのまま記載したものです。「前記2. 3. 及び5.」とは、第5号議案、第6号議案及び第8号議案を指しております。

### 【第9号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第9号議案に反対**いたします。

#### ■ 反対の理由

当社及び子会社は事業の維持、拡大、持続的発展のために上場会社の株式（以下、「政策保有株式」といいます。）を取得、保有する場合があります。その際は、投資先の経営状況や投資採算を検討し取締役会等にて取得を決定しております。保有している政策保有株式については、毎年、取締役会にて個別銘柄毎に取得・保有意義や投資採算等の経済的合理性を検証しております。経済的合理性がないと判断した場合は、速やかに売却・縮減を実行しております。

また、保有した政策保有株式に係る議決権行使については、投資先企業の経営方針を尊重しながら、企業価値増大を期待できるかどうかの視点に立ち、適切に議決権を行使しております。

定款を一部変更し、第74期から第76期までの3期中に、全ての政策保有株式を売却することは、当社の事業の維持、発展に支障が生じ、当社の企業価値を毀損する恐れがあるものと考えております。

従いまして、本議案における定款の一部変更には反対いたします。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済情勢は、米中貿易摩擦に伴い貿易取引が弱含みで推移し、また、消費税増税等の影響を受け、個人消費が伸び悩み、全体的に力強さを欠きました。加えて、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に拡大し、停滞感が強まりました。

このような状況下、当社グループは、2017年4月25日に発表した中期経営計画「Chori Innovation Plan 2019」の諸施策を推進してきました。第3四半期までは堅調な推移となったものの、第4四半期は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けました。当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、化学品事業の有機化学品分野の市況低迷等により前期比7.6%減の3,293億60百万円となりました。一方、利益面につきましては、繊維事業における海外素材分野の堅調な推移及び国内衣料分野の収益性の改善等により、営業利益は、前期比2.1%増の82億19百万円、経常利益は、前期比0.3%増の86億85百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比8.4%増の61億1百万円となりました。前連結会計年度に続き、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益を更新しました。

### 2. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	270,908	311,705	356,537	329,360
営業利益 (百万円)	6,448	7,226	8,047	8,219
経常利益 (百万円)	6,967	7,499	8,660	8,685
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,780	4,730	5,630	6,101
1株当たり当期純利益 (円)	195.00	192.74	229.28	248.46
総資産 (百万円)	97,983	119,055	118,499	114,400
純資産 (百万円)	46,343	51,153	53,897	57,279
1株当たり純資産 (円)	1,887.37	2,079.84	2,191.45	2,328.79

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。

なお、期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。

2. 2018年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）」を適用しており、2017年度につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

## 事業別の状況

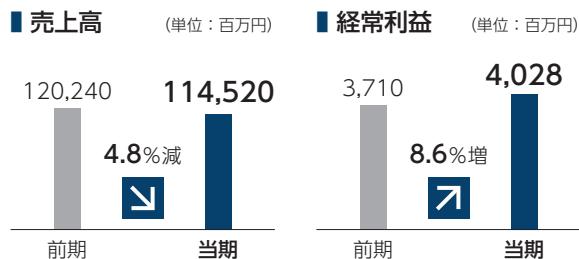
当社グループは、各種商品の国内販売、輸出入取引及び海外取引を業務とし、次のとおり繊維、化学品、機械及びその他の四つの事業区分に大別することができます。

### 繊維事業



#### 主な取扱品目

- 化・合織、その他の天然繊維等の綿及び原糸並びに化・合織、その他の天然繊維等の織物、編物及び製品並びに産業資材



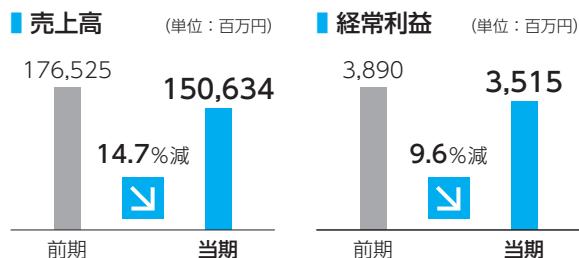
当セグメントにおきましては、国内消費マインドが回復せず国内市場全般が低調に推移したこと等により、売上高は、前期比4.8%減の1,145億20百万円となりましたが、海外素材分野が堅調に推移したこと、国内衣料分野の収益性の改善等により、セグメント利益（経常利益）は、前期比8.6%増の40億28百万円となりました。

### 化学品事業



#### 主な取扱品目

- 有機化学品、無機化学品、精密化学品、医薬原料、食品・飼料添加剤、天鈹産品及び潤滑油・燃料油添加剤



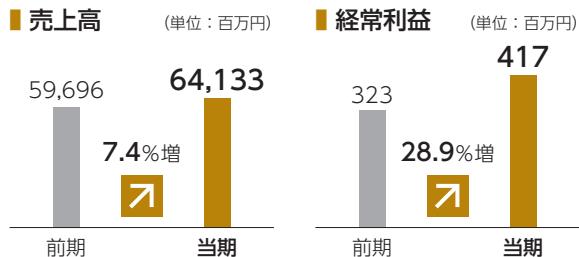
当セグメントにおきましては、バルク商材の有機化学品分野の市況低迷等により、売上高は、前期比14.7%減の1,506億34百万円となり、セグメント利益（経常利益）は、前期比9.6%減の35億15百万円となりました。

## 機械事業



### 主な取扱品目

- 車輛、機械及び関連資材



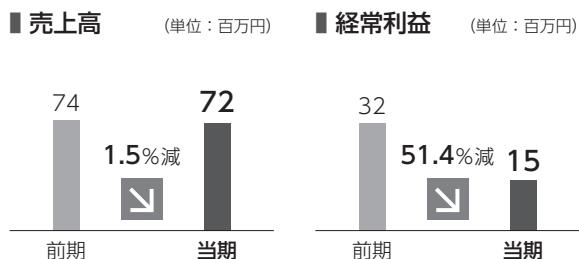
当セグメントにおきましては、車輛事業の中南米向け取引が堅調に推移したことに加え、欧州・アフリカ市場での市場開拓により、売上高は、前期比7.4%増の641億33百万円となり、セグメント利益（経常利益）は、前期比28.9%増の4億17百万円となりました。

## その他事業



### 主な取扱品目

- 事務処理受託業



当セグメントにおきましては、売上高は、前期比1.5%減の72百万円となり、セグメント利益（経常利益）は、前期比51.4%減の15百万円となりました。

(注) 売上高は外部顧客に対する売上高を表示しております。

### 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、資金調達の多様化・低利調達を目的として受取手形の流動化を促進しております。また、資金調達の安定化を目的として株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金融機関3社との間で、総額100億円のコミットメントライン契約を締結しました。

### 4. 対処すべき課題

当連結会計年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大は、国内外の事業環境に大きく影響を及ぼしており、その収束の時期も不透明な状況です。激変する社会・経済環境へ即応すべく、リスク管理を一層徹底し、一方で、持続的成長のための基本戦略である「連結経営基盤強化」、「次世代型ビジネスモデル創出」、「コーポレート・ガバナンス」、「コンプライアンス」、「人的基盤強化」を着実に推進します。当社グループは、高機能・高専門性を基盤として、グローバルに進化・変化し続ける企業集団を実現し、更なる企業価値の増大を図ってまいります。

#### ① 連結経営基盤強化

「連結グローバル事業軸運営」、「連結経営」、「ポートフォリオマネジメント」、「デジタル経営」を通じて、経営基盤強化に取り組んでまいります。

#### ② 次世代型ビジネスモデル創出

成長分野・成長地域への積極的な事業投資及び連結寄与型と事業シナジー型のM&Aを通じて、事業範囲の拡大と収益構造の転換を図ります。

#### ③ コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス

「独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会の設置」、「配当政策の充実」、「蝶理ブランドの価値向上」、「グローバルリスクマネジメント」、「連結子会社への各種監査機能の強化」を通じたコーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスの強化により更なる企業価値の向上を目指します。

#### ④ 人的基盤強化

人材を最重要経営資源として位置付け、「次世代人材育成」、「健康経営の推進」により、人的基盤強化を図ります。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

当社の親会社は東レ株式会社で、当社の普通株式12,967千株（議決権比率52.88%）を保有しております。  
当連結会計年度における同社との取引は、売上高21億13百万円、仕入高73億38百万円であります。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
蝶理マシナリー株式会社	百万円 100	100.00	輸送機器等の販売
ミヤコ化学株式会社	百万円 296	100.00	化学品・合成樹脂・医薬品・食品・電子部品等の原料、製品等の仕入・販売
株式会社小桜商会	百万円 60	100.00	各種化学製品販売(潤滑油添加剤・燃料油添加剤等)
蝶理 GLEX 株式会社	百万円 499	100.00	化学品・建材・工業品等の輸入販売
株式会社アサダユウ	百万円 20	100.00	自動車内装資材・梱包資材販売
株式会社東京白ゆり會	百万円 30	100.00	婦人服の企画・製造・販売
株式会社ビジネスアンカー	百万円 10	100.00	事務処理受託業
蝶理(中国)商業有限公司	千元 55,314	100.00	各種商品の中国内販売、輸出入及び海外取引
Chori America, Inc.	千米ドル 4,000	100.00	各種商品の米国内販売、輸出入及び海外取引
Thai Chori Co., Ltd.	千バーツ 202,000	98.94	各種商品のタイ国内販売、輸出入及び海外取引
Chori Co., (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 20,000	100.00	各種商品の香港周辺諸国への販売、輸出入及び海外取引
Chori Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 4,000	100.00	各種商品の輸出入及び海外取引
Chori Europe GmbH	千ユーロ 1,375	100.00	各種商品の欧州各国への販売、輸出入及び海外取引
蝶理(大連)貿易有限公司	千元 8,112	100.00	各種商品の中国内販売、輸出入及び海外取引
PT. Chori Indonesia	千米ドル 750	100.00	各種商品のインドネシア内販売、輸出入及び海外取引
台湾蝶理商業股份有限公司	千台湾ドル 30,000	100.00	各種商品の台湾内販売、輸出入及び海外取引

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 6. 主要な営業所及び工場

イ)当社の主要な事業所

- 1 大阪本社（大阪市中央区）
- 2 東京本社（東京都港区）
- 3 北陸支店（石川県金沢市）

ロ)主要な子会社の事業所

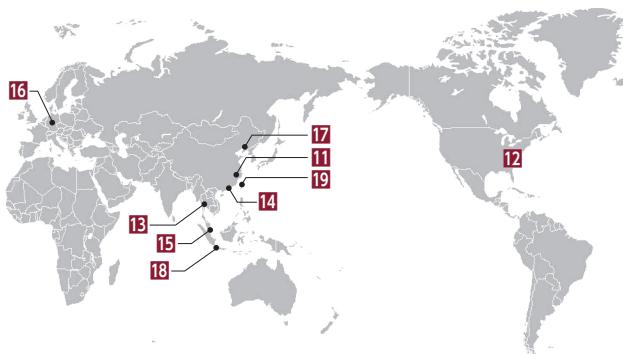
国内子会社：

- 4 蝶理マシナリー(株)（東京都港区）
- 5 ミヤコ化学(株)（東京都千代田区）
- 6 (株)小桜商会（東京都港区）
- 7 蝶理GLEX(株)（東京都港区）
- 8 (株)アサダユウ（愛知県名古屋）
- 9 (株)東京白ゆり會（東京都台東区）
- 10 (株)ビジネスアンカー（大阪市中央区）



海外現地法人：

- 11 蝶理（中国）商業有限公司（中国）
- 12 Chori America, Inc.（アメリカ）
- 13 Thai Chori Co., Ltd.（タイ）
- 14 Chori Co., (Hong Kong) Ltd.（中国）
- 15 Chori Singapore Pte.Ltd.（シンガポール）
- 16 Chori Europe GmbH（ドイツ）
- 17 蝶理（大連）貿易有限公司（中国）
- 18 PT. Chori Indonesia（インドネシア）
- 19 台湾蝶理商業股份有限公司（台湾）



## 7. 従業員の状況

### 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期比(名)
織 維	478 < 216 >	△8
化 学 品	312 < 45 >	△6
機 械	14 < 3 >	1
そ の 他	66 < 10 >	△1
全 社 (共 通)	144 < 25 >	5
合 計	1,014 < 299 >	△9

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数欄の<外書>は、当連結会計年度における平均臨時雇用者数であります。

なお、当社の従業員の状況は次のとおりです。

従業員数 (名)	前期比 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
338	8	39.4	13.6

- (注) 従業員数は、就業人員であります。但し、海外事務所の現地使用人は含まれておりません。

## 8. 主要な借入先

当連結会計年度末における借入金は連結子会社の借入によるもので、特筆すべきものではありません。

- (注) 当社は金融機関3社と総額100億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 55,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,303,478株
3. 株主数 4,620名
4. 一単元の株式 100株
5. 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東 レ 株 式 会 社	12,967,310	52.81
ピーピーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズインテリジック オポチユニティズ ファンド	1,566,400	6.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	625,900	2.55
株 式 会 社 ワ コ ー ル	548,890	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	451,100	1.84
ピーピーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライス ストック ファンド (プリンパル オール セクター サポートフォリオ)	423,100	1.72
インタートラスト トラスティーズ (ケイマン) リミテッド ソーリー イン イット キャパシティーズ トラスティーズ オブ ジャパン アップ	357,500	1.46
立 花 証 券 株 式 会 社	318,400	1.30
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピーピー	296,000	1.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウト オムセロツ 505002	275,000	1.12

- (注) 1. 当社は、自己株式を747,620株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式 (747,620株) を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	先 濱 一 夫	
取 締 役	藪 茂 正	経営政策本部長
取 締 役	渡 邊 裕 之	化学品・機械・電子機器材本部長
取 締 役	吉 田 裕 志	繊維事業統括 繊維第一本部長
取 締 役	埜 和 博	社長特命（繊維事業関連）
取 締 役	中 山 佐登子	経営政策本部副本部長
取 締 役	村 山 良	東レ株式会社代表取締役副社長
取締役（常勤監査等委員）	降 矢 純	
取締役（監査等委員）	澤 野 正 明	最高裁判所 簡易裁判所判事選考委員会委員 独立行政法人都市再生機構 経営基本問題懇談会家賃部会委員 同機構 経営基本問題懇談会委員 同機構 事業評価監視委員会委員 日本税理士連合会 外部監事 財務省 関東財務局 国有財産関東地方審議会委員 東京都選挙管理委員会 委員長
取締役（監査等委員）	森 川 典 子	昭和電工株式会社 社外取締役（2020年3月26日就任）

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動はありません。
2. 取締役 澤野正明、森川典子の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役 澤野正明、森川典子の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役（常勤監査等委員）降矢純氏は、主に経営管理、審査・法務、人事・総務業務に従事し、商社の経営全般、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役（監査等委員）澤野正明氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
7. 社外取締役（監査等委員）森川典子氏は、長年の経理財務の経験があり、また、MBA財務会計を修了しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、業務執行に関する意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、以下のとおり10名であります。(2020年3月31日現在)

役名	氏名	主たる職名と担当
社長執行役員	先 瀧 一 夫	CEO&COO
常務執行役員	藪 茂 正	経営政策本部長 兼、中国総代表
執行役員	渡 邊 裕 之	化学品・機械・電子機器材本部長 兼、化学品・機械物流部担当
執行役員	吉 田 裕 志	繊維事業統括 繊維第一本部長 兼、繊維物流部担当 兼、北陸支店長
執行役員	埜 和 博	社長特命（繊維事業関連）
執行役員	中 山 佐登子	経営政策本部副本部長（人事総務部、情報システム部） 兼、薬事総合管理室担当 兼、CHOI活担当
執行役員	圓 井 亮	繊維第三本部長 兼、繊維物流部副担当 兼、蝶理（大連）貿易有限公司董事長
執行役員	郷 田 範 泰	繊維第二本部長 兼、繊維物流部副担当
執行役員	寺 谷 義 宏	ミヤコ化学株式会社代表取締役社長
執行役員	迫 田 竜 之	経営政策本部副本部長（経営管理部） 兼、経営管理部長

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### 3. 取締役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 給 総 額
取締役（監査等委員を除く）	6名	217百万円
取締役（監査等委員）	3名	32百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は含まれておりません。
2. 上記の支払人員には、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く）1名は含まれておりません。
3. 支給総額には、当事業年度に関わる役員賞与65百万円（取締役（監査等委員を除く）6名）を含めております。
4. 2016年6月15日開催の第69回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額は年額3億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬額は1億円以内とご承認をいただいております。また別枠で2017年6月15日開催の第70回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び業務を執行しない取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額1億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）を支給することにつき、ご承認をいただいております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、19百万円が含まれております。

### 4. 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）澤野正明氏は、最高裁判所簡易裁判所判事選考委員会委員、独立行政法人都市再生機構経営基本問題懇談会家賃部会委員、同機構経営基本問題懇談会委員、同機構事業評価監視委員会委員、日本税理士連合会外部監事、財務省関東財務局国有財産関東地方審議会委員、及び東京都選挙管理委員会委員長を兼務しておりますが、当社とこれらの機関等との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）森川典子氏は、昭和電工株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

#### ②主な活動状況

2019年度の取締役会には、澤野取締役が15回中15回、森川取締役が15回中15回出席し、豊富な経験と幅広い見識を活かし、発言を行っております。

2019年度の監査等委員会には、澤野取締役が14回中14回、森川取締役が14回中14回出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### ③社外役員の報酬等の総額

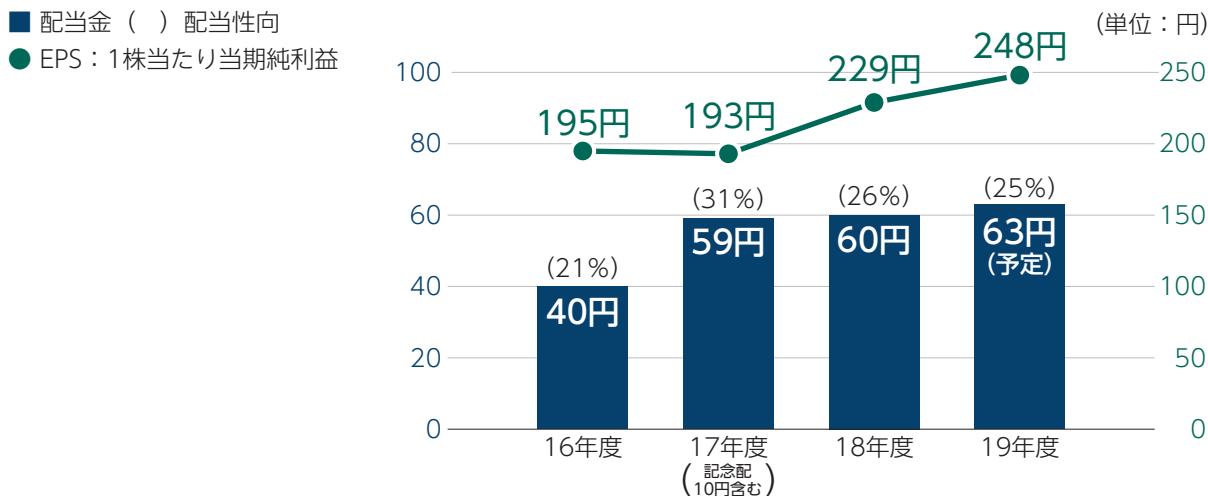
人 数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社等からの役員報酬等
2名	14百万円	—

## 4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、機動的な利益還元と経営・財務の安定性確保の観点から、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じた業績連動型配当の実施を行い、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社の配当の決定機関につきましては、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。また、当期の配当額につきましては、事業発展のための投資資金の確保に留意しつつ、経営環境等を総合的に勘案し、連結配当性向25%以上を目処として決定する方針です。この方針のもと、当期の期末配当金は、1株当たり32円の配当を行う予定です。これにより、当期の1株当たりの年間配当金は、中間配当金31円と合わせて63円となります。

### (ご参考) 1株当たり配当金の推移



(備考) 本事業報告に記載の百万円単位の金額は、単位未満を切り捨てております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>96,178</b>
現金及び預金	13,342
関係会社預け金	500
受取手形及び売掛金	64,034
商品及び製品	12,746
仕掛品	64
原材料及び貯蔵品	5
未着商品	1,006
その他	4,517
貸倒引当金	△39
<b>固定資産</b>	<b>18,221</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,376</b>
建物及び構築物	1,055
減価償却累計額	△650
機械装置及び運搬具	1,382
減価償却累計額	△948
工具、器具及び備品	672
減価償却累計額	△476
建設仮勘定	225
土地	806
リース資産	576
減価償却累計額	△266
<b>無形固定資産</b>	<b>1,135</b>
のれん	781
その他	353
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,710</b>
投資有価証券	9,913
長期貸付金	1,473
退職給付に係る資産	5
繰延税金資産	856
その他	2,881
貸倒引当金	△420
<b>資産合計</b>	<b>114,400</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>54,081</b>
支払手形及び買掛金	45,235
短期借入金	1,843
未払法人税等	1,618
賞与引当金	819
関係会社整理損失引当金	42
その他	4,522
<b>固定負債</b>	<b>3,039</b>
長期借入金	35
繰延税金負債	565
退職給付に係る負債	2,233
その他	205
<b>負債合計</b>	<b>57,121</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>57,608</b>
資本金	6,800
資本剰余金	1,753
利益剰余金	49,797
自己株式	△741
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△423</b>
その他有価証券評価差額金	42
繰延ヘッジ損益	148
為替換算調整勘定	△497
退職給付に係る調整累計額	△116
<b>非支配株主持分</b>	<b>93</b>
<b>純資産合計</b>	<b>57,279</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>114,400</b>

## 連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		329,360
売上原価		301,050
売上総利益		28,310
販売費及び一般管理費		20,091
営業利益		8,219
営業外収益		
受取利息	202	
受取配当金	202	
持分法による投資利益	339	
債務勘定整理益	91	
雑収入	179	1,015
営業外費用		
支払利息	95	
手形売却損	227	
売上割引	42	
為替差損	93	
雑支出	89	549
経常利益		8,685
特別利益		
固定資産売却益	777	
投資有価証券売却益	11	788
特別損失		
投資有価証券評価損	131	
減損損失	32	
固定資産処分損	11	
投資有価証券売却損	4	
その他	2	183
税金等調整前当期純利益		9,290
法人税、住民税及び事業税	3,184	
法人税等調整額	△4	3,179
当期純利益		6,110
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		6,101

# 計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>48,824</b>
現金及び預金	2,106
関係会社預け金	605
受取手形	11,184
売掛金	23,700
商品及び製品	9,051
未着商品	393
前渡金	211
前払費用	26
短期貸付金	68
その他	1,478
貸倒引当金	△2
<b>固定資産</b>	<b>26,087</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>732</b>
建物	183
構築物	0
機械及び装置	213
車両及び運搬具	0
工具、器具及び備品	109
建設仮勘定	225
<b>無形固定資産</b>	<b>147</b>
ソフトウェア	144
その他	2
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,207</b>
投資有価証券	3,369
関係会社株式	16,227
出資金	258
関係会社出資金	2,453
長期貸付金	1,442
関係会社長期貸付金	30
繰延税金資産	841
その他	883
貸倒引当金	△299
<b>資産合計</b>	<b>74,911</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>24,535</b>
支払手形	3,811
買掛金	14,686
未払金	771
未払費用	104
未払法人税等	796
前受金	406
預り金	3,317
賞与引当金	600
関係会社整理損失引当金	42
<b>固定負債</b>	<b>1,908</b>
退職給付引当金	1,906
その他	2
<b>負債合計</b>	<b>26,443</b>

<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>48,259</b>
<b>資本金</b>	<b>6,800</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>1,753</b>
資本準備金	1,700
その他資本剰余金	53
<b>利益剰余金</b>	<b>40,447</b>
その他利益剰余金	40,447
繰越利益剰余金	40,447
<b>自己株式</b>	<b>△741</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>209</b>
その他有価証券評価差額金	60
繰延ヘッジ損益	148
<b>純資産合計</b>	<b>48,468</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>74,911</b>

## 損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		147,665
売上原価		131,233
売上総利益		16,431
販売費及び一般管理費		11,114
営業利益		5,317
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	1,061	
貸倒引当金戻入額	6	
債務勘定整理益	75	
雑収入	129	1,320
営業外費用		
支払利息	61	
手形売却損	53	
売上割引	29	
為替差損	10	
雑支出	41	196
経常利益		6,442
特別利益		
投資有価証券売却益	10	10
特別損失		
投資有価証券評価損	46	
固定資産処分損	6	
投資有価証券売却損	1	
その他	2	57
税引前当期純利益		6,395
法人税、住民税及び事業税	1,667	
法人税等調整額	69	1,736
当期純利益		4,658

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

蝶理株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、蝶理株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蝶理株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

蝶理株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、蝶理株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

蝶理株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 降 矢 純 ㊟

監 査 等 委 員 澤 野 正 明 ㊟

監 査 等 委 員 森 川 典 子 ㊟

(注) 監査等委員澤野正明及び森川典子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

MEMO

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

## 1 「ガバナンス委員会」を設置

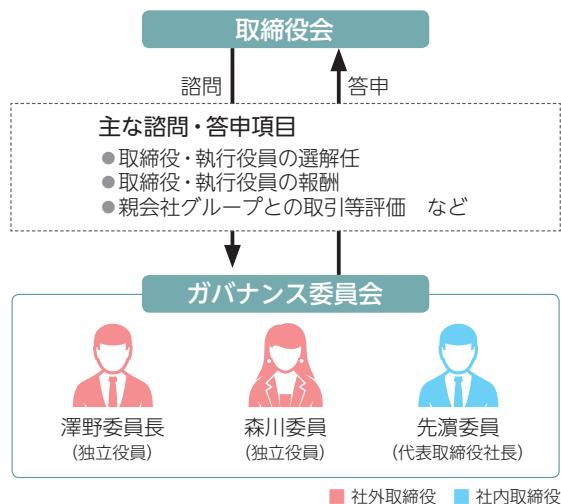
### 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全な経営と持続的成長を目指し、業務の適正性を確保するための体制を整備することに取り組んでおります。法令や社会規範を守り、業務を有効かつ効率的に行い、財務報告の信頼性を確保しながら、取締役会を戦略決定機関および業務監督機関と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。また、監査等委員会設置会社として、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置しております。

### ～コーポレートガバナンス体制の強化～

コーポレートガバナンス体制をより一層強化するため、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会を2020年3月25日に設置しました。ガバナンス委員会は、取締役の指名、報酬等にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化します。また、少数株主利益保護の観点から必要となる事項等についても審議します。

ガバナンス委員会の構成は、先瀆社長、澤野取締役(監査等委員、独立役員)、森川取締役(監査等委員、独立役員)の3名で、委員長は澤野取締役(監査等委員、独立役員)が選任されています。



## 2 クラウドファンディングでの販売に挑戦

2020年4月、当社としては初めて「Makuake」でのクラウドファンディングに挑戦し、耐久性瞬間消臭素材「Deo-Papi®+99.9CUT」の販売を開始しました。汗臭や部屋干しによる生乾きの臭いなどの抑制に効果があり、「着るニオイ対策グッズ」として多数の反響をいただき、プロジェクト公開2日目にして目標金額を達成することができました。当社では、今後も独自素材の提案強化に取り組んでまいります。

### 耐久性瞬間消臭素材「Deo-Papi®+99.9CUT」

汗臭・足臭の原因臭ともなるアンモニア・酢酸・イソ吉草酸などの悪臭を化学的に中和し、消臭。繰り返し洗濯しても消臭効果は持続。さらに部屋干し臭の抑制にも効果のある制菌加工をプラスしています。

## ～オリジナル素材の提案～



耐久性瞬間消臭素材  
「Deo-Papi®+99.9CUT」シリーズ

## 3 健康経営の推進（従業員等の健康増進）

### 健康経営優良法人2020に認定

当社は、「健康経営優良法人2020」（経済産業省「健康経営優良法人認定制度」）に認定されました。本認定制度は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人を評価するものです。



### スポーツエールカンパニーに認定

当社は、令和元年度の「スポーツエールカンパニー」（スポーツ庁）として認定されました。スポーツ庁が「働き盛り世代」の従業員の健康増進の為にスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取り組みをする企業を応援しているものです。



MEMO

MEMO

MEMO

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日	
剰余金の配当の基準日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）	
定時株主総会	毎年6月中	
1単元の株式数	100株	
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部	
公告方法	電子公告（ <a href="https://www.chori.co.jp/">https://www.chori.co.jp/</a> ） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。	
郵便物送付先 電話お問い合わせ先 お取扱店	証券会社等に口座を お持ちの場合	お取引の証券会社等になります。
	特別口座の場合	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324（土・日・祝日を除く9：00～17：00） ・みずほ証券 本店、全国各支店プラネットブース（みずほ銀行内の店舗） ・みずほ信託銀行 本店および全国各支店
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行および、みずほ銀行の本店および全国各支店（みずほ証券では取次のみとなります）	
ご注意	支払明細発行については、「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	

## 株主インフォメーション

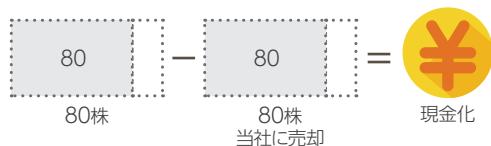
### 単元未満株式保有の株主様へ

単元未満株式については、市場で売買することができませんが、当社に対する買取・買増請求をしていただくことにより、株式の売却・単元株にするお手続きが可能となります。

例：株主様が80株をご所有の場合

#### 買取請求

当社に対して、80株を市場価格で売却することができます。



#### 買増請求

100株（単元株式）に不足する20株を当社から市場価格で買増し、単元株にすることができます。



<お知らせ> 当期より「定時株主総会招集ご通知」と期末の「株主通信」を合冊しております。

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

品川インターシティホール

東京都港区港南二丁目15番4号 TEL 03-3474-0461



## 交通のご案内

● JR各線 ● 京浜急行線 「品川駅」下車 港南口(東口)より  
品川インターシティスカイウェイ(歩行者専用通路)にて 徒歩約12分

※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

## 蝶理株式会社

東京本社  
〒108-6216  
東京都港区港南2-15-3  
TEL 03-5781-6200

大阪本社  
〒540-8603  
大阪府大阪市中央区淡路町1-7-3  
TEL 06-6228-5015

